

診療報酬の算定方法の一部改正のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知（平成25年6月14日付、保医発0614第3号、平成25年6月14日適用）により、算定の対象疾患が追加された医学管理料についてご案内申し上げます。

謹白

記

◎算定の対象疾患が追加された医学管理料

医学管理名	保険点数	区分
特定薬剤治療管理料 (タクロリムス水和物)	470点	区分番号「B 001」 特定疾患治療管理料の2

B001 特定疾患治療管理料の2「特定薬剤治療管理料」の(1)の「シ」を下記のように改める。

新	旧
シ 全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎、潰瘍性大腸炎又は間質性肺炎(多発性筋炎又は皮膚筋炎に合併するものに限る。)の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの。	シ 全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎又は潰瘍性大腸炎の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの。

下線部が追加変更されました。